

## 平成二十八年年度採用試験問題

### 【憲法】

徹底した行政改革を掲げて当選したA市の甲市長は、就任早々、A市議会やA市職員組合と対立を繰り返して、その動静は常にマスコミの注目の的となっていた。放送事業者乙（いわゆる「民放キー局」）であり、放送法上の「基幹放送事業者」に当たる。）は、その放送番組で、甲市長の記者会見や住民との市政懇談会における言動並びに甲市長の大学時代の友人及び甲市長の家族を知る者に対するインタビューを事前に収めた録画を紹介した後、当該録画を見たアナウンサー一名とゲスト数名が感想や意見を述べ、甲市長の政策に関する議論を行う模様を放送した。このときゲストの一人であった精神科医で政治評論家の丙は、「本人の言動や友人知人の証言の内容などに、専門的に広く使われている基準を当てはめれば、甲市長は境界性人格障害に当たると診断できます」と発言した。

当該番組の放送の一月後、甲市長は、この放送に関し、「甲が人格障害を患っている」という真実でない事項の放送がされたことよって自己の名誉が毀損されたとして、乙に対して民法に基づく慰謝料等の支払をし、及び同法に基づく名誉の回復のために適当な措置をとること並びに放送法第九条第一項に基づく訂正放送をすることを求め、丙に対して民法に基づく慰謝料等の支払を求めた。

甲の右各請求について、刑事上及び民事上の論点を踏まえて、主として憲法上の論点について論じなさい。

その際、前記設例で、仮に、乙が出版社であり、乙の出版する雑誌に丙が同内容の記事を寄稿したとした場合と比較して論じなさい。

◎参照条文（抜粋）

○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）

（目的）

**第一条** この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

（定義）

**第二条** この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 （略）

- 二 「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三〇二十二 (略)

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十三〇三十二 (略)

(放送番組編集の自由)

**第三条** 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(訂正放送等)

**第九条** 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(認定)

**第九十三条** 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定

地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

六 （略）